

抹消手続き方法

- ・滋賀県の防犯登録証のみ抹消が可能です。
- ・防犯登録の名義ご本人のみ手続きが可能です。

滋賀県にお住まいの方

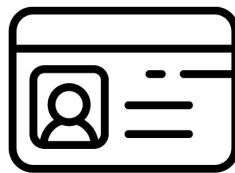
以下をご準備のうえ、自転車ご購入店で、手続きをしてください。

1 自転車本体



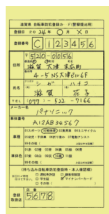
抹消する防犯登録証が貼ってある自転車本体

2 身分証明書（公的なもの）



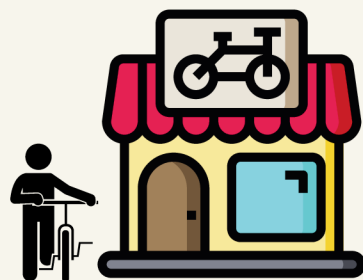
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、健康保険証など

3 防犯登録カードの控え



防犯登録をされた時に渡されている控えです。紛失されている場合は、なるべく購入店で抹消手続きをしてください。

準備ができたなら
購入店もしくは
お近くの取扱店へ



※購入店ではない店舗に行かれる場合は、必ず事前に受付可能か店に問合せをしてください

滋賀県外にお住まいの方

引っ越しなどの理由で県外に居住されている場合

以下をご準備のうえ、書類を当協会まで郵送してください。

抹消届用紙はHP内「書類ダウンロード」より入手いただけます。

1 抹消届に記入する



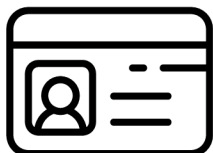
登録カードの控えの内容をそのままご記入ください。届出内容と登録内容が異なる場合は抹消登録ができません。紛失されている方は協会まで一度お問合せください。

記入上の注意点



- ・ご記入は登録時の内容が必要です。現在のご住所を記入されませんようご注意ください。
- ・余白に、現在のご住所、連絡先（電話番号）が登録のものと異なる場合は必ずご記入ください。

2 身分証明書（公的なもの）の コピー 1 通



運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、健康保険証など

準備ができたなら
当協会へ郵送して
ください。



〒520-0056滋賀県大津市末広町4-5NS大津ビル6F
滋賀県自転車防犯協会

抹消登録完了後、電話にて通知いたします。連絡先（電話番号）を余白にご記入ください。

※滋賀県は抹消登録証明書の発行はいたしません

抹消手続きQ&A



名義人本人が死亡した場合の手続きは？

ご親族のみが代理で手続きが可能です。以下のものをご準備のうえ、自転車の購入店にて手続きしてください。

【必要なもの】

- ・ 自転車本体
- ・ 防犯登録カードの控え
- ・ 申請者の公的な身分証明書

【抹消届にご記入の際の注意点】

- ・ 届けの内容が防犯登録内容と一致していなければ抹消できませんので、あくまでも亡くなられたご名義人の氏名、住所、連絡先のご記入が必要です。
- ・ 届け出用紙の余白に、申請者の氏名、住所、連絡先をご記入願います。

譲渡された人が元の持ち主の防犯登録を抹消できますか？

できません。

登録されたご名義人のみ可能となります。譲渡されてから、抹消されていないと判明した場合は、元の持ち主に連絡を取り、所定の手続きを行ってください。

電話で受付してもらえますか？

できません。

県内、県外在住に係わらず、所定の手続きをお願いいたします。

子ども名義の自転車の抹消手続きを保護者がしたいのですが？

小さなお子様の場合は、保護者の方が代理で手続きを行ってください。その際、お子様と保護者の関係が分かるものをご提示ください。また、申請される保護者様の公的な身分証明をご持参ください。ご登録のご名義人がお子様の場合は、お子様の姓名をご記入願います。内容が異なる場合登録ができません。

購入店が遠くで行けないのですが・・・？

お近くの防犯登録取扱店、または警察署でも手続きは可能です。購入店ではない店での手続きをご希望される方は、事前に受付可能かどうか、店に問合せをお願いいたします。

滋賀県ではない自転車防犯登録は受付してもらえますか？

受付できません。

防犯登録をされた都道府県の登録団体へお問合せください。